

A decorative border with intricate floral and scrollwork patterns, featuring stylized flowers and leaves, framing the central text.

**社会保険(厚生年金・健康保険)**

**の加入について**

**((一社)岐阜県警備業協会)**

**平成30年2月20日**

# 1 社会保険の加入要件について

## (1) 加入義務について

### ① 適用事業所

健康保険・厚生年金保険は、事業所単位で適用されます。

### ② 強制適用事業所

次の事業所は、健康保険・厚生年金保険への加入が義務づけられています。

ア すべての法人事業所（被保険者1人以上）

イ 個人事業所（常時従業員を5人以上雇用している）。

「製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業」の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。（ただし、サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）

### ③ 任意適用事業所

ア 任意適用事業所とは、強制適用事業とならない事業所で厚生労働大臣の認可を受け健康保険・厚生年金保険の適用となった事業所のことです。

事業所で働く半数以上の人が適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所になることができ、働いている人は全員（被保険者から除外される人を除く）が加入することになります。（任意適用事業所の場合、健康保険のみあるいは厚生年金保険のみのどちらか一つの制度のみ加入することもできます。）

イ 適用事業所になると、保険給付や保険料などは、強制適用事業所と同じ扱いになります。

## (2) 加入手続きについて

### ① 従業員の入社時から5日以内に健康保険・厚生年金保険被保険者資格者取得届を管轄の年金事務所に提出しなければなりません。

（この場合、報酬月額には通勤手当や残業手当を含めた金額での計算となります。）

### ② 平成29年1月1日以降に適用要件に該当する65歳以上の労働者を新たに雇用した場合には、雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

### (3) 加入要件について

① 正社員はもちろん、アルバイト、パート等の雇用形態の如何を問わず、次に該当する労働者はすべて加入対象となります。ただし、個人営業の事業所にあつては加入義務はありません。(法定16業種で常時従業員を5人以上雇用している場合を除く。)

ア 1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数がともに、警備業務に従事している正社員の4分の3以上であること

イ 以下のような臨時的な雇用でないこと

- ・ 日々雇い入れられる者
- ・ 臨時に使用される者で、2か月以内の期間を定めて使用される者
- ・ 季節的業務に使用される者
- ・ 臨時的事業の事業所に使用される者

ウ 以下の要件を全て満たす短時間労働者

- ・ 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
- ・ 1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること
- ・ 雇用期間の見込みが1年以上であること
- ・ 学生でないこと
- ・ 次のいずれかに該当すること
  - a 従業員数が501人以上の会社で働いている
  - b 従業員数が500人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

② 健康保険と厚生年金保険の加入条件は同一であり、どちらか片方だけ加入するということは、基本的にありません。

ただし、70歳以上の方は原則として厚生年金保険を脱退し、健康保険のみに加入することになります。

また、75歳以上になると後期高齢者医療制度に移行することになりますので、健康保険も脱退することになります。

## 2 社会保険に加入するメリット

(1) 保険料の半分は会社が負担します。

厚生年金保険や健康保険の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。被扶養者の方の保険料負担はありません。

(2) 老齢年金の給付額が増えます。

厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給

付があるため、給付額が増えます。

例 (月収20万円の場合)

保険料負担 (1月あたり)			年金給付の増加額 (1年あたり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9,910円	18,184円	28,094円	13,200円	263,000円	526,200円

※ 年金給付の増額とは、厚生年金保険に加入した場合に増える額を指します。

(3) 障害保険の給付が充実

厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの障害年金の給付額が増えます。

(4) 遺族年金の給付が充実

ア 国民年金に加入すると、加入者が万一亡くなられた場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。

イ 厚生年金保険に加入すると、亡くなられた方の配偶者は、生涯、遺族厚生年金の給付が受けられます。

(5) 医療保険(健康保険)の給付が充実

健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付があります。

(資料：日本年金機構、厚生労働省他)

